

広島市理容師法施行条例施行規則

現 行	改 正
<p>第1条 (略)</p> <p>(開設等の届出)</p> <p>第2条 法第11条第1項の規定により開設の届出をしようとする者は、所定の届出書に次に掲げる書類を添えて広島市保健所長（以下「保健所長」という。）に提出しなければならない。<u>ただし、同項の届出をした理容所の開設者が当該届出に係る営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、当該営業に係る第1号、第2号及び第4号に掲げる書類のうち、既に保健所長に提出されているものであってその内容に変更がないものの添付を省略することができる。</u></p> <p>(1) 理容所の平面図 (2) 理容師免許証又は理容師免許証明書 (3) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書 (4) その他保健所長が必要と認める書類</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第3条・第4条 (略)</p>	<p>第1条 (現行に同じ。)</p> <p>(開設等の届出)</p> <p>第2条 法第11条第1項の規定により開設の届出をしようとする者は、所定の届出書に次に掲げる書類を添えて広島市保健所長（以下「保健所長」という。）に提出しなければならない。<u>(削る。)</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(1)～(4) (現行に同じ。)</p> <p>2・3 (現行に同じ。)</p> <p>第3条・第4条 (現行に同じ。)</p>